

# 水道産業の国際展開に向けて

## - 水道産業戦略会議からの提言 -

自由民主党政務調査会  
特命委員会「水の安全保障研究会」

2008年5月14日

社団法人 日本水道工業団体連合会

## - 提言のポイント -

### 基本理念

国内外の水道サービスの改善に取組み、わが国および諸外国の水の安全保障に貢献することはわが国水道産業界の使命

水道は人々の生命活動、経済活動の基盤

わが国は、水道を公共財として、官民分業体制で世界最高水準の水道サービスを構築

世界には安全な飲料水にアクセスできない人が未だ多数存在

わが国は食料品輸入等を通じて海外の水に依存

海外での水道の建設・管理は水の安全保障に直結

### 水道戦略会議からの9つの提言

#### 提言 1 日本モデルによる水道国際協力の推進

- わが国の水道建設・管理は市町村が担当
- 2006年時点で全国の水道普及率は97%、漏水率は7%であり、蛇口から直接飲用できる水道を実現

「水の日本」（日本の水道の思想と技術）の普及

- ・ 二国間・多国間の政策対話を通じ、わが国の水道サービスの思想と技術を普及・展開
- 日本モデルの開発・展開
- ・ 水道産業界は現地人材活用など各国に適したサービス・事業モデルを開発し、各国の実情に応じた水道の建設・管理を水道事業体と一体となって展開

#### 提言 2 国際展開を目指した水ビジネス組織の構築

- 国内の水道事業体は技術者の不足などから従来通りの運営の継続は困難
- まず国内の体制を固めて、平行して国際展開を実施することが現実的

官民共同による組織の設立

- ・ 国内水道事業の経営管理を官民一体で実施、まずは維持管理組織の構築が先決
- ・ 全国を幾つかの地域に分けて維持管理を受け持つ組織の設立も対策のひとつ
- ・ 組織は国策会社、地方公共団体の参画した株式会社、事業団など
- ・ 産業界は水道事業体との連携を可能とする受け皿作りに協力
- ・ 国際展開は国内体制整備と一体的に実施

### 提言 3 国際展開に向け制約条件の打開

- 水道事業体職員がより国際展開に参画できるよう制約条件の打開

官民人事交流の促進

- ・水道事業体職員の民間企業への派遣に係る制約条件を打開
- ・水道事業体への民間人の登用や人事交流を積極的に推奨

### 提言 4 国内における水道産業の競争力強化

国際競争力を有し、企画から維持管理まで一体的に運営できる水道の総合企業を育成

官民連携の事業形態の構築

国内水道事業への民間参入機会の拡大、市場の開放を加速

### 提言 5 水道サービスの安全保障

国内水道事業は地域の責任のもとに運営

外資系水企業に対抗できる国内水企業の育成

水の安全保障の観点から不適切な参入に対する防止策の検討

### 提言 6 国際規格策定への積極的な参画

官民一体による国際標準化への取組み

- ・国際規格策定に係る会議への積極的な参画
- ・国、地方公共団体のみならず、民間専門家も柔軟に登用

### 提言 7 ODA事業の改善と活用

水道の運営・維持管理も含めたODA事業に改善

- ・事業効果を高めるのみならず、わが国企業の弱点である運営実績が蓄積  
日本企業の優位性の確保
- ・わが国の優れた技術の広報、普及  
ODAタスクフォースへの水道産業界の参加促進と案件採択の通年化  
海外PPP事業へのODA資金による支援スキームの構築

### 提言 8 大使館に水道専門のアタッシェを配置

発展途上国、水ビジネス展開国に水道・飲料水の専門アタッシェを配置

- ・案件形成など現地サポート体制の強化
- ・ODA事業に限らず広くわが国企業の事業機会の創出、事業展開を支援

### 提言 9 国際展開への新たな財源の確保

ODAの拡大

ODA予算以外の新たな財源を確保し海外展開を促進

# 水道産業の国際展開に向けて

- 本 文 -

## 目 次

1. 基本理念：水の安全保障と水道国際展開の必要性について.....	1
2. 現状：国内の水道事業、水道産業の状況.....	1
2.1 水道事業の状況.....	1
2.2 水道産業の状況.....	2
2.3 わが国水道産業界の構造と海外水道事業の動向.....	3
3. 提言：水道産業の国際展開に向けて.....	4
3.1 日本モデルによる水道国際協力の推進（政策対話の推進と日本モデルの開発・展開）.....	4
3.2 国際展開を目指した水ビジネス組織の構築（官民共同による組織の設立）.....	5
3.3 国際展開に向け制約条件の打開（官民人事交流の促進）.....	6
3.4 国内における水道産業の競争力強化（民間参入機会の拡大、市場の開放）.....	6
3.5 水道サービスの安全保障（国内企業育成と不適切な事業参入の防止）.....	6
3.6 国際規格策定への積極的な参画（官民一体による国際標準化への取組）.....	6
3.7 ODA事業の改善と活用（PPPの推進）.....	7
3.8 大使館に水道専門アタッシェを配置（現地支援体制の強化）.....	8
3.9 国際展開への新たな財源の確保（ODAの拡大と新たな財源の確保）.....	8

## 1. 基本理念：水の安全保障と水道国際展開の必要性について

水道は人々の生命活動、経済活動を支える欠くことの出来ない社会基盤である。

わが国においては、水道は公共財であるとの理念の下に短期間に急速な水道普及を実現し、欧米等の水道と比べても漏水率は低く、地震等の災害対策を進めている等の世界最高水準の水道サービスを構築してきた。

世界では、約 11 億人が安全な水を得ていない状況にある。開発途上国の既存の水道は、高い漏水率、低い料金回収率、安全でない水質、不安定な給水など多くの課題を抱えているものが多く、衛生的な飲料水の確保は喫緊の課題である。

これまで ODA により、施設建設等を中心に開発途上国の飲料水確保や水道整備に貢献してきたが、わが国の経験を活用し、これからも諸外国の水道発展に貢献していくことは、国際社会の一員であるわが国の責務である。

わが国は輸入食料品などを通じ、他国の水資源に依存している。気候変動、世界的な人口増加に伴う水需要の増加などにより、水循環・水資源の脆弱性がこれまでになく高まる中で、高い技術水準を保持する水道分野での国際貢献は、わが国と密接な関係にある国の人々の生命活動、経済活動に貢献し、わが国および関係諸国の水の安全保障に寄与するものである。

また、安全、安定した水道の構築は、限りある水資源の有効活用、安全な飲料水の確保につながり、地球環境及び衛生環境の観点からも重要である。

以上から、国内の水道サービスの改善に取り組む一方で国際展開を推進し、わが国および諸外国の水の安全保障に貢献することは、わが国水道産業界の使命である。

## 2. 現状：国内の水道事業、水道産業の状況

### 2.1 水道事業の状況

わが国における近代水道の建設は、明治維新以降の開国に伴うコレラなどの水系伝染病対策を契機に始められ、衛生対策が主体であった。

今日、我が国の水道普及率は 97% となり、ほぼ全国的に水道が行き渡る時代を迎えることになった。120 年の歳月をかけて、全国各地どの地域の水道でも、蛇口の水をそのまま飲むことができる世界に誇るべきサービス水準を達成した。

しかしながら、わが国の水道は次の課題を抱えている。

#### 多数を占める小規模水道事業

給水人口 5 万人未満の中小規模の水道事業体が 7 割を占め、中小都市の水道事業体は厳しい経営状況にある。市町村毎の水道の管理には限界があり、大規模化して効率の良い管理運営が求められている。

道州制を念頭に置いた、水道事業の大規模な統合を推進し、大都市圏においては都市圏毎、その他の自治体においても府県毎の水道に再編すべく、法律に基づく統合が必要である。

#### 進まぬ地震対策と更新需要

40 年以上経過した埋設管は、地球一周を上回る 4 万 5 千キロメートルも存在する。地震国でありながら、耐震管路が全体の 11% 程度に留まっている。また、基幹構造物の耐震化率は浄水場 12%、

配水池 20%であり、水道施設の耐震化を推進することが必要である。

自治体の財政事情などに影響され、切迫する施設の更新需要に対応できておらず、老朽施設を多く抱える事業体にとっては、結果的にサービス水準の低下、もしくは次世代に負担を先送りするリスクを内在している。

### 団塊世代職員の大量退職による技術力低下

水道事業に従事する職員は減少傾向にあり、技術系職員は、昭和 55 年から 9 千人以上も減少している。現在、水道事業体においては、50 歳以上の職員が 4 割以上を占めており、団塊の世代の退職による技術者不足は深刻であるにも拘らず、人事異動などの関係から熟練の技術者が育成されにくい環境となっている。

このように水道事業体における技術継承が困難となる中、水道事業体としては民間企業に頼らざるを得ない状況になりつつあり、民間企業が水道事業体に協力して水道の維持管理を担い、更には事業運営にも関与していかなければならない。

## 2.2 水道産業の状況

更新の時代を迎え、日本市場に対しても外資系企業、他業種からの参入が始まっている。

フランス、イギリス、ドイツ等の水企業が、東南アジア、アフリカ、オーストラリア、南米等に進出し、施設の維持管理や事業運営などを行っている動きの一環である。

日本では、運営・維持管理事業への参入に備えて、20 余の企業が立ち上がった。しかし、今のところ包括委託等の委託は、小規模水道が多く大中の水道は少なく、民間企業が十分な経験と国際競争力を蓄積する機会に乏しく、水道事業の運営・維持管理分野におけるわが国の企業は、十分な国際競争力を有していない。企業の国際競争力の強化は喫緊の課題である。

平成 11 年に制定された PFI 法、平成 13 年の水道法改正による第三者委託の制度化、および平成 15 年の地方自治法第 244 条改正（指定管理者制度）などにより、民間企業は建設から運営・維持管理までを一体で受託することが制度上可能になった。

PFI 法が制定された平成 11 年、東京都水道局が金町浄水場において PFI モデル事業を導入した。これはわが国における PFI 導入の先駆的事例となる。東京都水道局による金町浄水場の事業から現在まで 6 つの PFI 事業が契約締結されているが、排水処理施設、小規模発電設備など周辺施設が中心である。現在手続きが進められている横浜市川井浄水場の再整備事業が、本格的な案件になる。また、配水管網など管網管理業務への導入例は現時点で無いが、今後の展開に期待される。

このような国内の水道事業の民活推進が、結果的に海外展開に必要な企業の能力強化につながる。

国民の生命活動、経済活動の基盤である水道の管理は、自国の公共財を守るという安全保障からも、国内の企業が携わるのが基本である。そのためには、外資系に対抗できる国内企業の育成が不可欠であり、わが国企業の国際競争力の強化は、安全保障の観点からも喫緊の課題である。

## 2.3 わが国水道産業界の構造と海外水道事業の動向

### わが国水道産業界の構造

水道施設は、水源から蛇口までにわたる複雑な総合施設である。水道施設を組み立てている施設の建設には、あらゆる分野から企業が参画している。企画立案と計画・設計はコンサルタント、施設建設には、土木、機械、電気、水処理プラントの企業、管路、マンホール、給水装置等にはメーカーやエンジニアリング会社などが参画している。修理、料金徴収、維持管理専門の企業も参画している。水道施設を構成しているどの分野においても、その品質は超一流である。

このように、わが国の水道施設は、それぞれの企業が磨いてきた一流の技術を用いて整備し、その施設の運転、事業運営は公営事業者が担うという、言わば分業体制で水道サービスを提供してきた。

このため、事業運営を含む総合サービスを一社で提供する欧州企業のビジネスモデルに対応できる企業は、わが国には存在しない。

### 世界の民活水道事業の動向

21世紀当初、全人口60億人のうち4億人が、民間による上下水道のサービスを受けていると言われている。

フランスは、水道施設の所有権は公共部門が維持したまま、国が資本を所有する企業を中心とする民間企業が事業の代行を行う形態で、150年にわたる公益事業民間委託の伝統がある。

イギリスは、水道インフラを民間企業が所有し、その民間企業が事業を直接行う形態である。

ドイツは、わが国と同様の公営企業による事業経営から、民間資本を受け入れ官民JVが事業経営を行うなど、様々な経営形態を取っている。

シンガポールでは、日本と同様に公営企業による直営が中心であるが、産学官協働体制により水の安全保障体制を強化すると共に、第3セクターを設立し海外に進出する形態をとっている。この他、世界各地でも水道の民活事業が行われている。

世界の民活水道事業の動向を概観すると、中南米・カリブ諸国における契約件数が減少する一方、中国を中心にアジア・太平洋地域は安定した事業展開を示している。2006年に契約締結された民活水道事業24件のうち、10件が中国であった。中国における民活水道事業10件中、中国企業は5件、シンガポール企業は3件、マレーシア企業は3件、フランス企業は2件に参入しており、アジア諸国の水企業も成長しつつある。

海外の民間水道会社の中には日本にも事務所を設け、水道事業の維持管理を行おうとしているものもある。フランスは、大統領自ら水企業のPRの先頭に立っている。韓国も、法律を制定して、海外に進出しようとしている。

わが国では、水道の事業経営は市町村が中心になって進められたため、わが国企業が海外の水道の経営管理に参入するために必要な実績が無く、海外の維持管理会社と太刀打ちが難しく、一部のプロジェクトで商社や外国企業と組んで受注しているのが実態である。

一方、水道に関する設備、機械等について見ると、中国の水道の設備は殆ど国内企業の製品でまかなわれている。韓国も同様で、アジアの国々が日本に追いつき、むしろ競争相手になりつつある。シンガポールの技術は、あらゆる分野で世界の最先端をいっている。

これから海外の国々が日本に望むことは、自国では生産できない高度な技術の製品の供給や、こ



これらの自国生産のための技術支援と、日本の経験を生かした企画、経営、管理等及びこれに係る人材育成である。高度の技術を要する膜処理施設は世界で売れているものの、汎用品については、技術力が向上した国は、日本に比べ多少品質は劣るとは言え、使用可能な品質で安価な製品を自国で作るようになってきている。

今後、海外展開を図るに当たり、国内水道事業の今後の課題、企業の競争力の現状を鑑みると、国内を差し置いて、海外のみに眼を向けることは非現実的である。国内水道事業の体制整備と海外への事業展開に向けた体制整備は、一体的に考えるべきである。

### 3. 提言：水道産業の国際展開に向けて

水の安全保障に対して、わが国の水道産業界が、積極的に貢献すべき状況が明らかになる一方、グローバル化のうねりは、わが国の水道に対しても直接・間接の影響を及ぼしている。

これらに関係する課題に的確に対処するためには、水道産業界が自らの努力を最大化して、基盤整備に取り組むことは当然であるが、現行の仕組みや制度による制約条件を打開して、新たな取り組みを具体化していくことが必要である。

こうした観点から以下の事項について提言するものである。

#### 3.1 日本モデルによる水道国際協力の推進（政策対話の推進と日本モデルの開発・展開）

近年、諸外国においては水の戦略物資、商業資源としての側面が注目され、その市場獲得に向けた各国の動向は多くの注目を集めてきた。

一方、2006年に国連「水と衛生に関する諮問委員会」により策定された「橋本行動計画（Hashimoto Action Plan）」においては、6つの重要分野のひとつとして水事業体パートナーシップ（Water Operators' Partnership）が取り上げられ、公営水道事業体の能力強化の重要性が指摘されている。

また、2001年、いったんは水道事業が民営化された英国のウェールズにおいて、非営利組織の水道会社が設立されるなど、商業主義に偏重してきた傾向を見直し、公益事業経営の良さを再評価するような動きが出始めてきた。

わが国は、水道法第2条に謳われるように「水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないもの」とし、かつ、「水が貴重な資源である」ことに鑑み、国及び地方公共団体が責任を負いつつ、官民分業体制の下、120年の歳月をかけて今日の安全、安定した水道を構築してきた。官民ともに水を商業資源という側面からではなく、貴重な公共財との意識から水道水の供給に努めてきたものである。

昨今、気候変動、食糧危機という国際的な課題に直面する中、水の安全保障という新たな側面が浮き上がりつつある。食料品などを通じて、世界各国の水資源に依存するわが国は、世界有数の経済力と技術力を有する国として、グローバル化のなか自国の水供給のサービス水準を維持しつつ、水への取組を通じて各国との共栄を図っていかねばならない。

優れた水道技術を保持するわが国の水道産業界が、国や安全・安定した水道サービスを提供してきた地方公共団体と連携し、国内のサービス水準を維持・向上するとともに、困難な水問題に直面する諸外国の発展に水道建設と運営を通じて貢献し、各国の社会基盤を改善し、彼我の水の安全保

障に貢献していくことは、国際社会の一員としての使命である。

わが国水道産業界の国際展開に際しては、商業主義に偏重するのではなく、これまで120年の歴史にて、官民に浸透した命の水の責任ある提供をその行動規範として、官民一体となり積極的に展開すべきである。

水道産業界に対しては、現地人材の育成・活用などを含めた事業のグローバル化及びローカル化の促進や、諸外国に適したサービス・事業モデルの研究開発を水道事業体と一体となって研鑽し、その展開に努めることが求められる。

一方、わが国政府においても、優れた水道サービスを保持する日本の特色（これを称して「水の日本」と定義）を積極的に広報するとともに、関係諸国と二国間または多国間の政府間において、水分野の国際協力に関する政策対話を増進し、協力の方向性を明らかにするなど、わが国の水道サービスの思想と技術の普及・展開を図るべきである。

### 3.2 国際展開を目指した水ビジネス組織の構築（官民共同による組織の設立）

水道ビジネスの国際展開は、まず国内の体制を固め、平行して実施することが現実的である。

わが国の水道事業体においては、団塊の世代の大量退職により技術者が不足し、高度な技術力を維持し、運営・維持管理を行うことが困難になりつつあることは、既に述べた。これにどう対応するかが、わが国の水道にとって最重要課題である。

既に第3セクターである水道サービス公社や株式会社などを設立している都市部の水道局の一部では、水道メータ検針や受水槽点検に加え、従来は直営で実施してきた浄水場の維持管理などをこれら公社などに業務委託している。

しかし、このような方式は、優秀な技術者と資金を豊富に有する大都市に限られるのが実態である。最近では、地方財政の悪化、組織のスリム化で、大都市といえども、このような第3セクターによる公社、株式会社は変革の時を迎えている。

全国の水道事業体の7割を占める給水人口5万人未満の中小規模の水道事業となると、このような第3セクター方式による新組織の設立と業務委託は更に困難な状態である。このような事態は、外国の水企業にとっては、絶好の商機であり、このままの状態で行くと、全国の水道事業が、モザイク的に外国の水企業に参入され、ひいては、公共サービスとしての質の格差が拡大する懸念がある。これに対応するためには、早急に抜本的対策を打つ必要が指摘されている。

その一つとして、全国を幾つかの地域に分けて、その地域の水道の維持管理を受け持つ官民連携の組織を設立するという考えがある。

その組織は、国策会社、地方自治体の参画した株式会社、事業団等が考えられる。公共事業のスリム化が叫ばれ、財政事情の厳しい中、そのような新規の組織を設立することに抵抗があると想定されるが、人の生命を守る基本である飲み水の確保、生活機能の基盤である水道の意義を十分認識し的確な判断が必要である。

水道法では、民間企業の事業経営もみとめているが、公益事業かつ地域独占事業であることから、市町村同意を必要としている。海外企業による地域独占となることは、水の安全保障からみると疑問をのこす。

水道産業界としても、こうした検討の動向に注目しつつ、水道事業体との連携を可能とする受け皿作りに協力する必要がある。また、その際、単に水道だけではなく、ガス、電気、郵便など家庭に密着した企業との連携も視野に入れ効率化を図るべきである。

### 3.3 国際展開に向け制約条件の打開（官民人事交流の促進）

海外水道事業への支援に関し、水道事業体職員の有するノウハウの活用を進めるため、水道事業体職員の民間企業への派遣に係る制約条件を打開すべきである。

また、逆に、水道事業の運営ノウハウ習熟・技術の継承に関して、人材育成が早期に促進できるよう、水道事業体への民間人の登用や人事交流を積極的に推奨すべきである。

### 3.4 国内における水道産業の競争力強化（民間参入機会の拡大、市場の開放）

水道は、水源から蛇口までの総合システムであり、水道事業に関連する個別業務を実施する一企業が単独で企画・建設に参画するだけでは、国際競争力は強化されない。これからは、国際競争が可能となるよう一定規模を有し、企画から管理まで一体的に運営できる総合企業を生み出さねばならない。

今後、水道事業の合併・統合を積極的に進めるに際して、国際競争力を有する民間企業を育成する観点からも、国や水道事業体からも参画できる官民連携の事業形態を構築するとともに、国内水道事業への民間参入機会の拡大、市場の開放を加速すべきである。

### 3.5 水道サービスの安全保障（国内企業育成と不適切な事業参入の防止）

国民の生命活動、経済活動の基盤である水道の管理は、自国の公共財を守るという安全保障からも地域の責任のもとに国内の企業が携わるのが基本である。

そのためには、外資系に対抗できる国内企業の育成が不可欠であり、わが国企業の国際競争力の強化は、安全保障の観点からも喫緊の課題である。日本企業への資本参加などによる海外企業の参入については、企業経営を介して事業運営が実質的に支配されること、事業から得られる利益も実質的に海外企業にいくことから、議論が必要であり、水の安全保障の観点から、不適切な参入によるサービス水準の低下を防止する方策を検討すべきである。

水道事業の広域化や事業統合の動向に注目しつつ、第3セクターを活用し、道州相当の規模で外国水企業に対抗可能な組織の育成を図るなど、水道産業界としての体制整備を進めていくことも必要であると考えます。

### 3.6 国際規格策定への積極的な参画（官民一体による国際標準化への取組）

国際規格の策定に各国が積極的に参画している欧州諸国に比べ、わが国の取組は国を挙げた体系的なものとは言い難い状況にある。

また、水道というひとつの分野の製品であるにも拘らず、例えば、水道メータなどではわが国の水道事業体関係者が参加していないものもあり、水道事業体及び民間の代表が、幅広く参画して官民連携した取組を行っている欧州諸国に比べ、際だった違いとなっている。その結果、国際規格の内容面で、わが国の特色が反映されていない問題がある。

こうした国際規格には、わが国は関係者が一丸となって対応し、体系的な取組を行うとともに、積極的に関連会議に参加し、日本の実態を報告するとともに、地震対策等、日本が持っている優れた技術、地域特性などを取り入れ、規格、基準に反映させるように努力すべきである。国際的な規格作りには、官民一体の取組を積極的に行う必要があり、国、地方公共団体のみならず、民間専門

家も柔軟に登用するなど、企業からも積極的な参加を促すべきである。

### 3.7 ODA事業の改善と活用（PPPの推進）

#### 運営・維持管理も含めた一括発注

従来のODA事業は建設中心の事業となっており、運営・維持管理は付随的な研修レベルに止まっている。施設の整備効果を高めるには、現地で運営・維持管理にあたる人材の育成・確保が最大の課題であるにも関わらず、現在のODA事業の実態としては、適正な運転管理の習熟に十分な期間が確保されているとは言い難い。また、援助の顔が見えないという批判は、施設整備中心であったためとも思われ、運営ができて初めて効果のある水道施設の性質を踏まえ、運営・維持管理を積極的に支援するべきである。

運営・維持管理を含んだ事業を実施することで、ODAの事業効果を高めるのみならず、わが国企業の弱点である運営実績が蓄積され、国際競争力の強化にもつながる。

#### 日本企業の優位性の確保

円借款事業のアンタイト化が進んだ結果、わが国企業の受注率が下がり、「わが国の顔の見える援助」が展開できていないという面がある。わが国の公的資金が投入されいながら、日本製品のシェア拡大にもつながっていないという状況である。わが国は、現地の実情に応じた導入が可能となる優れた技術を有しており、こうした技術の広報、普及のためにも日本企業の参入が促進される仕組みづくりが必要である。

また、円借款事業において、エンジニアリングサービス業務についても有償となっており、他の援助機関に比べ、わが国による支援の優位性を損ねている面もある。本邦技術活用型案件の積極的採択と、円借款におけるエンジニアリングサービス業務の無償化を図るべきである。

#### ODA タスクフォースへの水道産業の参画促進と案件採択の通年化

有償、無償、技術協力のODAの3つの援助手法が、有機的に連携して機能していない。また、事業化にも相当な期間を要しているため、優良な事業が他機関の援助によって実施されてしまっている。

ODA タスクフォースに水道産業からの参加促進を図り、要請受付・案件採択を通年化し、官民連携のもとで優良案件の発掘と事業化を図るべきである。

#### 海外民活事業形成への支援スキーム

海外の民活事業の受注が少ない理由として、運営実績の欠落もさることながら、わが国企業による民活事業の形成が促進されてこなかったという面もある。従来のODA事業は建設主体であり、民活事業と言う観点で調査を進めてこなかった経緯がある。

ODA資金による民活事業形成支援スキームを構築し、わが国企業による民活事業形成の促進を図るべきである。

### 3.8 大使館に水道専門アタッシェを配置（現地支援体制の強化）

前述した通り、フランス、韓国、シンガポールなど他国は、国を挙げて水道産業の海外展開を支援している。日本大使館アタッシェに水の専門家が少ないなど、初期の案件形成についても他国に比べ体制が弱いことは否めない状況である。

日本大使館に水の専門家を派遣し、案件形成などにおける現地支援体制の強化を図るべきである。対象は、ODA 事業に限るのではなく、広くわが国企業の事業機会の創出、事業展開を支援することを検討するべきである。

また、国によっては、公正で透明なビジネス環境が整備されておらず、わが国企業による事業展開の障壁となっていることもある。円借款事業におけるエンジニアリングサービス業務に対しても、ODA 事業でありながら課税措置を取る国があるなど、海外展開の意欲を低下させていることもある。

政府間対話、交換公文の締結など外交努力によって、わが国企業の展開を促進する環境整備に取り組む必要がある。

### 3.9 国際展開への新たな財源の確保（ODA の拡大と新たな財源の確保）

わが国は水と衛生分野において 1990 年代から継続的に世界のトップドナーであり、2000 年から 2004 年までの 5 年間では二国間ドナーの 41%を占める 46 億ドルの ODA を実施してきた。しかし、1997 年をピークに ODA 予算は過去 11 年間で約 40%減少し、2007 年の実績ではわが国は世界第 5 位にまで落ち込んだ。

このように ODA 予算が減少傾向をたどる中、わが国が引き続き水道分野でリーダーシップをとるためには、ODA 予算を増額することが必要である。

また、水道国際貢献をきめ細かく推進すべく、企業、個人など幅広い資金提供の受け皿として、基金を創設するなど、新たな活動資金源を確保することも求められる。このような基金は、ODA が使えない国への人材交流・派遣資金を支援する上で有効である。この場合、資金調達メカニズムや、資金提供を行う企業、個人に対する税の減免などの優遇措置も検討すべきである。